（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（次項において「旧独法等情報公開法」という。）の規定に基づき関西空港会社がした行為及び関西空港会社に対してなされた行為（附則第六条第二項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものを除く。）については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧独法等情報公開法の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為（附則第六条第三項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）は、前条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき会社がした行為及び会社に対してなされた行為とみなす。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百一条第四項第一号ヘ中「、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七条の四第二項若しくは第十条」を削り、「又は成田国際空港株式会社法」を「、成田国際空港株式会社法」に改め、「附則第十二条第二項」の下に「又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十四条」を加え、同号チ中「又は関西国際空港株式会社法第十三条第一項」を削る。

附則第五十三条第三項中「、関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七条の四第二項若しくは第十条」を削る。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　旧関西空港会社法第七条の四第二項又は第十条の規定による政府の貸付金については、第十四条の規定による貸付金とみなして特別会計に関する法律第二百一条第四項の規定を適用する。

（空港整備法及び航空法の一部改正）

第三十四条　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「新空港法第四条」を「空港法第四条」に、「新空港法第四条第一項第五号」を「同法第四条第一項第六号」に改める。

附則第五条中「新空港法第四条第一項第五号」を「空港法第四条第一項第六号」に改める。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第三十五条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中関西国際空港株式会社の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

新関西国際空港株式会社	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）

別表第二関西国際空港株式会社の項を次のように改める。

新関西国際空港株式会社	一　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この項において「設置管理法」という。）第九条第一項の事業に係る業務のうち関西国際空港に係るものであって、次のいずれかに該当するもの イ　関西国際空港及び設置管理法第九条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務 ロ　設置管理法第九条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第六号に規定する施設の管理の事業に係る業務 ハ　イ又はロに規定する事業に附帯する事業に係る業務 二　設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの 三　設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務

政令

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年五月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

政令第百四十五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十二号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）別表第一の改正規定中東南アジア諸国連合日本政府代表部に関する部分の施行期日は、平成二十三年五月二十六日とする。

外務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年五月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

政令第百四十六号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。